

第 3 回審査基準専門委員会以降の 審査基準の改訂等について

平成 21 年 6 月 30 日に行われた第 3 回審査基準専門委員会以降に、下記の通り、審査基準の改訂等が行われましたので、ご報告します。

1. 審査基準の改訂について

1. 1 先端医療分野における特許保護に関する審査基準の改訂

第 3 回においてご審議いただいた方針に沿って以下のように審査基準改訂を行った。

a. 改訂のポイント

(1)第 II 部第 1 章「産業上利用することができる発明」について

(i)人体から各種の資料を収集する方法は、手術や治療の工程や、医療目的で人間の病状等を判断する工程を含まない限り、「人間を診断する方法」に該当しないこととした。

(ii)組合せ物(物理手段と生化学手段との組合せ、生体由来材料と足場材料との組合せ、生体由来材料と薬剤との組合せ等)の事例を追加した。

(iii)細胞の分化誘導方法等が、「人間を手術、治療又は診断する方法」に該当しないことを明記し、関連技術の事例を追加した。

(iv)アシスト機器関連技術の事例を追加した。

(2)第 VII 部第 3 章「医薬発明」について

(i)医薬発明において、特定の用法・用量で特定の疾病に適用するという医薬用途が公知の医薬と相違する場合には、新規性を認めることとした。

(ii)細胞等の生体由来材料の用途に特徴のある発明の事例を追加した。

(iii)製造方法で特定された細胞の医薬用途に特徴のある発明の事例を追加した。

b. 改訂までの経緯

○平成 21 年 8 月 6 日 ～ 9 月 5 日

「産業上利用することができる発明」の改訂審査基準(案)及び「医薬発明」の改訂審査基準(案)に関する意見募集

・寄せられた御意見の総数：14 件(団体 11 件、個人 3 件)

○平成 21 年 10 月 23 日 改訂審査基準公表

○平成 21 年 11 月 1 日 改訂審査基準適用開始

1. 2 塩基配列等を含む明細書等の作成のためのガイドラインの改訂

本ガイドラインは、明細書等を作成する際の塩基配列等の表記を統一したものとするためのガイドラインであり、『特許・実用新案 審査基準』の第 VII 部第 2 章付録 3 として収録されている。平成 21 年 7 月の PCT 実施細則改正及び同年 10 月の WIPO 標準 ST. 25 改正に伴い、これらに対応するよう本ガイドラインの改訂を行った。

2. 審査基準に関する三極（日米欧）特許庁での取組

日米欧三極特許庁プロジェクトにおいて審査実務の比較研究を行っており、記載要件と進歩性に係る報告書が作成され、特許庁HPにて公表されていたが、平成21年度は新規性についての法令・審査基準の比較研究及び事例研究を行い、平成21年11月にその英語版を特許庁HPにて公表した。日本語版は現在作成中であり、近日公開する予定である。

3. 審査基準に関する情報へのアクセス性向上

『特許・実用新案 審査基準』をハイパーテキスト化し、審査基準の各項目間の参照関係に応じたリンク、及び、掲載判決の全文、法令データ提供システムHPの該当条文などの審査基準の関連情報へのリンクを設け、平成21年11月2日から公開を開始した。

審査基準ハイパーテキスト(HTML)版

審査基準HTML版

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun/hypertext.html

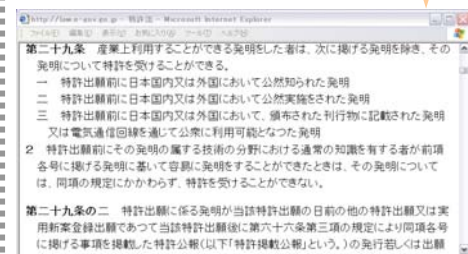
審査基準(特許庁HP)



HTML版トップページへ

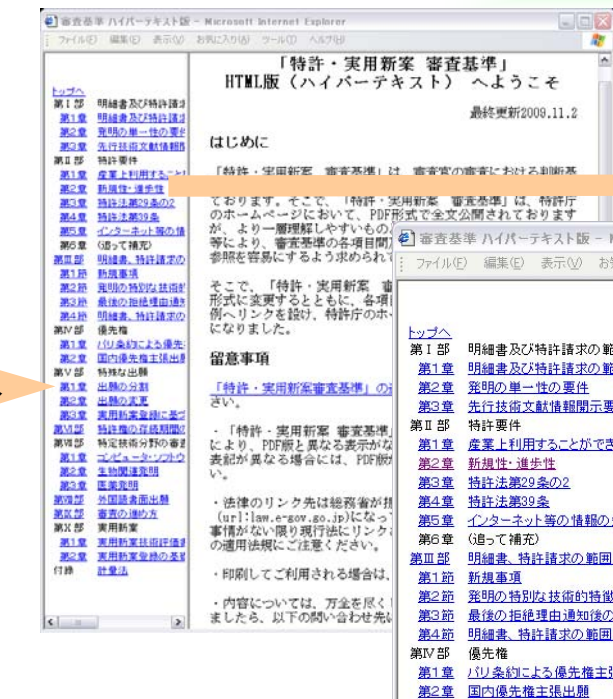
http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm

法令データ提供システムHP (総務省提供)



<http://law.e-gov.go.jp>

対応する法律条文へ



対応する項目へ

第2章 新規性・進歩性

最終更新 2006.6

本章は、[第29条第1項](#)各号の新規性を有しない発明に関する規定及び[同条第2項](#)の進歩性を有しない発明に関する規定を扱う。

1. 新規性

特許法第29条第1項(注)

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。
一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
二 特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明
三 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明

(注)平成12年1月1日以降の出願に適用される条文は以下のとおり。

特許法第29条第1項

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。
一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

(参考：電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明 ([第29条第1項第3号](#))の扱いについては、第5章を参照)

1.1 第29条第1項の規定の趣旨

特許制度の趣旨は発明の公開の代償として独占権を付与するものであるから、
特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明、
特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明、
特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

（参考：最三小判昭38.1.29(昭和38(オ)1180)）

例2: マイクロフィルムは、公衆がディスプレイスクリーンを使用してその内容を閲覧し、普通紙に複写してその複写物の交付を受けること

（参考：最一小判昭81.7.17(昭和81(行)18)）

判決全文へ

